

福岡市環境審議会議事録

I 開催日時等

1 日時 平成 23 年 10 月 6 日（木） 15：00～17：16

2 場所 福岡国際ホール 大ホールA

3 議事

(1) 福岡市の環境施策の実施状況等について

ア 循環型社会の構築

①平成 22 年度ごみ処理状況等 ②施策の実施状況

イ 温暖化対策の推進

①平成 21 年度の温室効果ガス排出量 ②施策の実施状況

ウ その他の環境施策等

①平成 22 年度の環境監視の結果について ②その他の環境施策の実施状況

(2) 新循環のまち・ふくおか基本計画案について

(3) 平成 23 年度環境審議会視察について

(4) 今後策定又は改定予定の計画等について

(5) 今後の環境審議会スケジュールについて

(6) その他

4 出席者（敬称略）

| 氏名 | 役職等 |
|-------|---------------------|
| 浅野直人 | 福岡大学法学部教授 |
| 阿部真之助 | 市議会議員 |
| 岡博士 | 九州経済産業局資源エネルギー環境部次長 |
| 鬼塚敏満 | 市議会議員 |
| 包清博之 | 九州大学大学院芸術工学研究院教授 |
| 黒子秀勇樹 | 市議会議員 |
| 郷田治稔 | 福岡管区气象台技術部長 |
| 田代桂子 | 福岡市七区男女共同参画協議会代表 |
| 栃木義博 | 市議会議員 |
| 富永計久 | 市議会議員 |
| 萩島理 | 九州大学大学院総合理工学研究院准教授 |
| 藤本顕憲 | 市議会議員 |
| 藤本一壽 | 九州大学大学院人間環境学研究院教授 |
| 二渡了 | 北九州市立大学国際環境工学部教授 |
| 宮本秀国 | 市議会議員 |
| 柳美代子 | 住環境デザイン研究所代表 |
| 吉田順子 | 特定非営利活動法人環境みらい塾理事長 |

II 議事録

1 開会

●事務局 それでは、ただいまから環境審議会を始めさせていただきます。

早速でございますが、環境審議会の委員数 29 人中、ただいま 15 名のご出席でございますので、福岡市環境審議会条例第 5 条第 2 項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。また、本会議は、福岡市情報公開条例第 38 条に基づき公開にて開催いたしますので、ご了承をお願いいたします。なお現時点での傍聴希望者はいらっしゃいません。

開会に先立ちまして、人事異動及び市議会議員の改選に伴う委員の交代についてご報告をさせていただきます。

まず、平成 23 年 7 月までで、伊藤委員、古賀委員、田中委員、山口委員、山下委員の 5 名の方が環境審議会の委員を退任されております。それに伴いまして、新たに 5 名の委員の方にご就任をいただいております。お手元の名簿順にご紹介をさせていただきますので、お名前を呼ばれた各委員の方々は、恐れ入りますが、その場でご起立をお願いいたします。

福岡市議会議員の阿部委員様。

九州経済産業局資源エネルギー環境部次長の岡委員様。

福岡市議会委員の黒子委員様。

福岡管区気象台技術部長の郷田委員様。

福岡市議会議員の栃木委員様。

それから、事務局側につきましても、一部人事異動がございましたので、部長級以上の職員のみご紹介をさせていただきます。

環境局長の荒瀬でございます。

環境政策部長の星子でございます。

温暖化対策部長の橋本でございます。

循環型社会推進部長の光来でございます。

施設部長の真次でございます。

保健環境研究所長の由衛でございます。

以上でございます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

●事務局 それでは、開会に当たりまして、環境局長よりご挨拶を申し上げます。

●環境局長 本日は、10 月という非常にご多忙な時節に、ご出席をいただきましてありがとうございます。また、委員の皆様には日ごろから本市の環境行政に多大なご支援、ご協力を賜っておりますことに厚くお礼を申し上げます。

今年度の環境審議会でございますが、先ほどご紹介いたしましたとおり、4 月の異動及び市議会の改選によりまして、新たに 5 名の委員の皆様にご就任をいただいているところでございます。全員で 29 名でございますが、昨年に引き続き委員にご就任いただいております委員の皆様もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本年3月11日に東北沿岸で発生いたしました東日本大震災は、これまでの私たちの暮らしを一変させまして、今まで当たり前でございました電気、水道、交通インフラなど、非常に多くのものが変わりました。また、原発事故による放射能問題で多くの方々が住み慣れた地域を離れるということにもなりました。福岡市におきましても、九州管内の原子力発電所が再稼働できない影響で、今年の夏はこれまで以上に市民や企業の皆様に節電、省エネをお願いしたところでございます。特にエネルギー問題につきましては、これまで私ども地球温暖化対策として進めてまいりましたが、市民に対します安定供給という視点からも、今後、エネルギー対策に取り組んでいく所存でございます。

福岡市におきましては、皆様のお手元に配らせていただいております「ふくおかの環境」という本がございますが、その冒頭で、平成18年7月に策定いたしております福岡市環境基本計画に基づきまして、福岡式の循環型社会の構築、それから温暖化対策、自然との触れ合い、生物多様性、この3項目を重点項目として進めてまいりました。しかしながら、本市を取り巻く社会環境は非常に激変をしておりますので、今後、私どもは新しい計画を含めまして、さまざまな分野に取り組んでいく所存でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、この審議会は環境分野において最も上位の審議会でございますので、例年報告をさせていただいております福岡市の環境施策の実施等に加えまして、新たに策定いたします「新循環のまち・ふくおか基本計画」など、本日は多数の議題を用意しているところでございます。限られた時間ですが、どうぞ忌憚のないご意見をお聞かせいただきますようお願いを申し上げます。最初の挨拶とかえさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

●事務局 それでは、議事に入らせていただきます前に、資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

(資料確認)

2 議事

●事務局 それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思ひます。

まず、開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いしたいと思ひます。

○会長 久しぶりに審議会を開きましたが、お忙しい中、お集まりをいただきましてまことにありがとうございます。

少し、最近の国の環境行政の状況についてもご報告申し上げますと、現在、国の環境基本計画が今度の3月で見直しの時期に来まして、3月を目途に現在、第4次の環境基本計画の検討作業に入っております。現段階では、関係者からのヒアリングが終わりまして、今、ワーキンググループで重点施策に関して細かい議論を始めている最中でございます。とりわけ今回は、先ほど局長のご挨拶にもありましたように、3月11日の大震災・津波を契機に世の中の環境への見方が大きく変わったということもありますので、それをどう計画に反映させるかということが大きな課題でありますし、とりわけ、これまでの温暖化対策についての中央環境審議会が持っていた方針は、温室効果ガス排出抑制のかな

りの部分を原子力発電に頼るということでありましたので、これがだめになってしまった場合、どういう目標や方策を考えるかということがなかなか難しいということでありまして、この辺については幾ら議論しても一致した答えが出てこないという、大変悩ましい、頭の痛い問題がございます。さらにまた、いったん環境中に放出されてしまった放射線による環境汚染の問題に関しては、従来、どの役所が取り扱うのかが明確でなかったのですが、政府の方針としては、環境省にやらせるということにどうもなりそうでありますので、これについて、どのように臨んだらいいのかということも考えなくては行けませんので、苦勞が付きません。

さて、今日は、先ほど局長及び事務局からお話がありましたように、本市の環境政策の状況についてのご説明を伺うとともに、それについて皆さん方から忌憚のないご意見を伺いたいと思っております。

それから、準備されておりますさまざまな計画の状況についてのお話を伺い、その中で特に廃棄物の処理計画を中心とする循環のまちの計画については、できることなら本日の審議会で審議会としての大方の了承をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。そのほか、恒例の審議会の視察についてもお諮りをいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速でございますが、最初に、先ほど新しく5名の委員の方が審議会委員におなりました。審議会の委員の方々には、審議会に置かれている部会に所属をしていただくことになっておりまして、部会の所属については、私、会長がご指名申し上げることになっております。もちろん、一方的なご指名ということではございませんで、既に御本人にご了承いただいております。一々読み上げませんが、本日、資料の1として皆さんに前もってお配りしております資料に、新任の委員の先生方ご所属の部会について記しております。ご了承をいただきたいと思っております。

それでは、次に、本日の議題でございますけれども、昨年度の本市の環境施策の実施状況等について各担当者から報告を受けたいと思っております。この報告は、パワーポイントを使っての報告ということになります。

(1) 福岡市の環境施策の実施状況等について

ア 循環型社会の構築

- ①平成22年度ごみ処理状況等
- ②施策の実施状況

イ 温暖化対策の推進

- ①平成21年度の温室効果ガス排出量
- ②施策の実施状況

ウ その他の環境施策等

- ①平成22年度の環境監視の結果について
- ②その他の環境施策の実施状況

●事務局（計画課長） それでは、福岡市の環境施策の実施状況等につきまして、各担当課から説明させていただきます。初めに、循環型社会の構築関係についてご説明いたします。

まず、平成 22 年度ごみ処理状況等でございます。

本市のごみ処理基本計画であります「循環のまち・ふくおか基本計画」の概要でございます。

当該計画は、循環型社会の構築に向けまして、平成 16 年 12 月に策定し、「元気が持続する循環のまち・ふくおか」をテーマに、3 R の処理の優先順に基づく環境負荷の低減、市民・事業者・行政のそれぞれが適切な役割を果たす社会の構築を基本方針としております。また、目標年次の 27 年度におけるごみ要処理量を、家庭ごみ、事業系ごみを同量とし、合計 62 万トンに減量、また、ごみのリサイクル率を 30% として、目標達成に向け、さまざまな施策を実施してきております。なお、ごみの要処理量は、ごみの排出量のうち資源物や罹災ごみなどを除いた量、それから、ごみのリサイクル率は、ごみのリサイクル量をごみの要処理量とごみのリサイクル量の合計で除した割合でございます。

これは、ごみ要処理量の推移でございます。棒グラフはごみ要処理量、折れ線グラフは人口の推移を示しております。ごみ要処理量は、平成 15 年度の約 71 万 7,000 トンをピークに年々減少してきております。22 年度では約 56 万 4,000 トンとなり、基準年次の 14 年度に比べて約 12 万 6,000 トン減少し、20 年度から 27 年度の計画値を下回っております。

棒グラフのうち家庭ごみの要処理量は、15 年度をピークに年々減少してございまして、22 年度では約 28 万 1,000 トン、18 年度以降、27 年度計画値の 31 万トンを下回っております。また、事業系ごみの要処理量も、同様に概ね減少傾向にあり、22 年度では約 28 万 3,000 トンとなり、27 年度計画値の 31 万トンを下回っております。

次に、ごみのリサイクル率の推移でございます。棒グラフはごみのリサイクル量、折れ線グラフはごみのリサイクル率を示しております。ごみのリサイクル量は、平成 22 年度より新たに把握できました小規模事業者等の古紙回収量を加算し算出したところ、22 年度には約 23 万 7,000 トンとなっております。また、これに伴いまして、ごみのリサイクル率は 22 年度は 29.9% となり、基準年次の 14 年度から 14.9 ポイント向上しております。なお、来年度から現在検討中の「新循環のまち・ふくおか基本計画」の実施を予定してございまして、新計画に掲げる目標に向けて、引き続きリサイクル率の向上を図るための啓発の工夫などに取り組んでいきたいと考えております。

次に、主な施策の実施状況についてご説明いたします。

初めに、家庭ごみに関する施策の実施状況です。まず、3 R ステーション事業でございます。市内 3 カ所にある 3 R ステーションで、不用品の展示、提供によるリデュースやごみ減量リサイクルに関する各種講座を開催しております。平成 22 年度の不用品提供は約 22 万 4,000 点、講座開催は 780 回で、講座参加者は 6,720 人となっております。

次に、レジ袋削減の取り組みでございますが、「マイバッグ推進ふくおか市民の会」・事業者・本市の三者で協定を締結し、リデュースの象徴的な取り組みとして、レジ袋削減に取り組んでおります。平成 19 年度に第 1 次協定を締結して以降、随時、協定参加事業者の拡大を図ってございまして、参加事業者数は 23 年 3 月末現在で 27 事業者、469 店舗となっております。また、毎年、事業者と市民の会と連携してマイバッグキャンペーンを行ってございまして、マイバッグ持参によるレジ袋削減を呼びか

けております。23年度は第4次協定参加事業者を募集するとともに、マイバッグキャンペーンソングを市民から募集し、選定されました作品をキャンペーン等で活用していくこととしております。写真はマイバッグキャンペーンの様子でございます。

次に、古紙等の資源物回収です。地域集団回収の実施団体に対する報奨金の支給ですとか、紙リサイクルボックス等の回収拠点の設置などによりまして、資源物の回収リサイクルを推進しております。平成22年度の資源物回収量は約4万1,000トンで、22年度末現在の地域集団回収等の実施団体は1,885団体、資源物回収拠点は484カ所となっております。写真は集団回収の様子などがございます。

次に、レアメタルの資源化促進についてでございます。携帯電話などの使用済み小型電子機器には金、銀、銅やレアメタルと呼ばれる貴重な資源が含まれておりまして、都市鉱山として注目されているところでございます。本市では、22年6月から北九州市の協力のもと、ソニー株式会社が事業主体となりまして、市内のスーパー等の協力を得て使用済み小型電子機器を回収し、取り出した資源を製品に活用する実証実験に取り組んでおるところでございます。現在、33カ所に回収ボックスを設置しておりますが、平成22年度の回収量は約900kg、約1万2,000個となっております。写真は、回収ボックスでございます。

次に、事業系ごみに関する施策の実施状況でございます。まず、事業所ごみ減量指導でございます。事業の用途に供します部分の延べ床面積が1,000㎡を超える建築物を特定事業用建築物として、その所有者等に廃棄物減量等推進責任者の選任ですとか、廃棄物の減量等に関する計画書の提出を義務付けております。

また、廃棄物の減量の啓発等を目的に、本市職員によります立入検査を実施しており、平成22年度は対象の4,346棟のうち1,413件に立ち入りを実施しており、リサイクル率は年々上昇しているところでございます。

次に、事業系古紙回収推進事業でございます。古紙の発生量が少量であることや保管場所がないなどの理由で、古紙のリサイクルに取り組んでいない中小事業所等を対象に、関係業界と連携して構築しました古紙回収システムにより古紙のリサイクルを推進しております。平成22年度古紙回収量は3,307トン、参加事業所は3,845事業所となっており、回収量はほぼ横ばいとなっております。引き続き、参加事業所の拡大を図っていく予定としております。

次に、事業系食品廃棄物のリサイクルについてでございます。平成21年度に福岡市事業系食品循環資源リサイクル研究会におきまして、本市の食品リサイクルの現状、課題及び対応策についての報告書を作成いたしております。22年度は食品関連事業者等を対象に報告書の説明会を開催するとともに、報告書の中で提案されております、新たなリサイクルルートの構築のための手法について検討するため、事業者と協力して食品循環資源再生利用モデル事業を開始いたしております。写真は、報告書説明会の様子と、モデル事業におきます食品残渣回収作業の様子でございます。

次に、事業系ごみ対策の調査・検討でございます。事業系ごみの資源化推進に関する具体的な仕組みづくりの検討を目的としまして、事業系ごみの資源化推進検討委員会を22年3月に設置し、資源循環の方策、ごみ処理手数料のあり方、行政支援のあり方について諮問をいたしております。同委員会におきまして、新たな資源化ルートを構築するなどの資源循環策、ごみ減量とリサイクルに密接に関

連をするごみ手数料の改定、資源化に取り組む排出事業者、資源化事業者への行政支援策の3施策を事業系ごみの支援化促進システムとして、一体的に実施する環境づくりを行うことが重要であるとの答申を22年12月にいただいております。

次に、福岡市事業系ごみ資源化推進ファンドについてでございます。基金の設置目的でございますが、先ほどご説明いたしました事業系ごみ資源化推進検討委員会による答申を踏まえまして、資源化に取り組む事業者への行政支援策として設置いたしております。積み立てにつきましては、減免制度の見直しに伴うごみ処理手数料収入相当額の33%として、積み立て総額は20億円以内となっております。基金の設置期間につきましては、23年10月1日から37年度となっております。また、基金を適正に活用していくために、客観的な立場で基金の処分対象事業の選定や評価等を行うため、事業系ごみ資源化推進ファンド運営委員会を設置して、第1回運営委員会を去る8月3日に開催いたしております。

次に、産業廃棄物の処理状況についてでございます。市内で発生します産業廃棄物は、平成21年度は約117万トンありまして、福岡市の特性として、その約8割がコンクリートくずや無機性汚泥などの建設系の廃棄物となっております。このうち約54万トンが市内で処理され、63万トンが市外で処理されております。一方、市外から市内へ搬入される産業廃棄物も、建設系を中心に約25万トンありまして、市内に設置された瓦礫の破砕処理施設や汚泥の脱水処理施設などで、市内発生分と合わせて約79万トンが処理されております。

次に、産業廃棄物排出事業者の監視・指導についてでございますが、市民が安心して生活していく上で産業廃棄物の適正な処理は不可欠でありまして、排出事業者はその処理責任があることから、排出事業所等への立入検査を行い、適正処理を指導しております。22年度の排出事業者に対する立入件数は1,125件となっております。特に建設系廃棄物を多量に排出する事業者や少量でも環境に影響のあるアスベスト排出事業者、PCB保管事業場に対して重点的に立入検査を行っております。

次に、産業廃棄物処理業者への監視・指導についてでございます。22年度は中間処理業者や最終処分業者を中心に765件の立入検査を行い、適正処理を指導しております。

最後でございますが、公共系ごみのうち不法投棄防止対策についてでございます。昼夜の監視パトロールやカメラによる監視、地域の不法投棄防止活動団体の支援など、監視体制の強化を図るとともに、警察と関係機関と連携して、不法投棄の防止指導に努めております。近年5カ年の不法投棄の処理実績でございますが、処理件数、処理量とも年々減少してきております。写真は、不法投棄の現場と地域住民と連携したパトロールの様子でございます。以上で循環型社会構築についての説明を終わらせていただきます。

●事務局（温暖化対策課長）引き続き、温暖化対策の推進について説明をさせていただきます。

まず、平成21年度の温室効果ガス排出量でございますけれども、福岡市における温室効果ガス排出量の推移を平成16年度から21年度まで示しております。21年度の本市の排出量は677万トンで、平成16年度と比較しまして約1.6%増加しておりますが、前年度の平成20年度からは約3.1%減少しております。

次に、21年度の部門別二酸化炭素排出量の全国との比較でございます。福岡市の二酸化炭素排出量

は、家庭部門、業務部門、自動車部門の3部門で全体の88%、約9割を占めており、この3つを重点3部門と位置づけております。全国では製造業が約31%と最も大きいのに対し、福岡市は4%と大変低い数値になっております。

次に、重点3部門の二酸化炭素排出量の推移を示しております。自動車部門は若干減少しておりますけれども、業務と家庭部門は増加傾向を示しております。現行の第3次福岡市地球温暖化対策地域推進計画において、家庭、業務、自動車の重点3部門について、16年度を基準年度、22年度を目標年度とした数値目標を定めております。重点3部門の達成状況でございますけれども、まず、家庭部門については、世帯当たり8%の削減目標に対しまして、21年度は6.7%の増となっており、前年度からも1ポイントの増となっております。増加の要因といたしましては、人口、世帯数の伸びや電化製品の普及が要因とされております。

次に、業務部門ですけれども、床面積当たり14%の削減を目標としておりましたけれども、8.8%の増となっておりますが、前年度の13.3%の増からは4.5ポイントの減となっております。16年度に対する増加要因としましては、事業所へのOA機器等の導入による増加が要因とされております。

次に、自動車部門ですけれども、1台当たり8%削減の目標値に対しまして、14.0%の減となっております。これは、自動車の燃費向上等が減少した要因となっております。

次に、22年度、23年度の施策の実施状況についてご説明いたします。

まず、温暖化対策の推進①としまして、家庭部門の対策でございますけれども、福岡市地球温暖化防止市民協議会を通じた取り組みとして、地球温暖化防止シンポジウムやグリーン商品展示会の開催を行っております。次に、地球温暖化問題に関する広報といたしまして、22年度は出前講座を年48回実施しており、さらに広報啓発用のDVDを作製・配布するほか、特集号を全戸に配布しております。

次に、住宅用太陽光発電システムの設置補助として、1,000件の募集に対しまして、22年度は991件の補助を行っております。23年度は、先月の補正で500件増やしまして、合計1,500件の募集枠で実施しております。

次に、家庭用燃料電池、エネファームというものですけれども、これの設置にかかる補助としまして、22年度は75件の補助を行っておりまして、23年度は募集件数を100件に拡大しております。

次に、住宅省エネ改修助成事業につきましては、国の住宅エコポイント制度を活用しまして、福岡市は独自にその3分の2を上乗せして助成を行うもので、上限が1件につき10万円となっております。22年度は858件の助成を行っております。

次の、緑のカーテンによる市民への省エネ行動喚起といたしまして、22年度は身近な公民館等162の市の施設で実施いたしております。23年度は、さらに180施設に拡大して実施しておりますところがございます。

23年度の新規事業でございます。まず、ふくおか市民カーボンプレジット事業につきましては、参加者が各家庭の省エネ行動によって削減できた電気、ガス使用量を二酸化炭素(CO₂)の量に換算し、その削減量に応じて交通ICカードのポイントを参加者に交付するものでございます。7、8、9月ま

での夏期と、11、12、1月までの冬期の2期に分かれ、それぞれ3カ月間の省エネ行動によって削減したCO2削減量1kgにつき10円分の乗車ポイントを交付しております。ただし、夏期、冬期、それぞれ2,000円が上限となっております、年間の合計では4,000円が上限となっております。また、多くの市民の方や事業者の方に参加していただけるように、23年度からは緑のカーテンコンテストを実施しているところでございます。

次に、温暖化対策の推進②、業務部門への対策でございますけれども、市内の主要な事業者団体が自ら温暖化対策に取り組み、他の事業者、市民へ拡大していくようなことを目的にエコ・ウェイブ・ふくおか会議が平成20年7月に設立されており、福岡市はこの会議の運営を支援しております。22年度は7月27日に会議を開催し、参加団体が共通に取り組む「行動宣言2010」というものを作成しております。この画面に示しておりますのは、本年23年6月9日に開催された会議で決定しました「行動宣言2011」の内容でございます。今年は震災の発生による節電や省エネ対策の必要から、例年よりも1カ月早く開催して対応しております。現在、市内の主要な事業者、大学等が入っております、18団体が参加しております。

次に、事業所省エネ改修等支援事業につきましては、地域グリーンニューディール基金を活用し、市内中小事業所の省エネ改修工事にかかる費用の一部を助成する事業で、22年度は30件の助成を行っております。なお、23年度につきましては、申請額が財源枠に達しておりますので、6月末で受け付けを終了しております。

次に、23年度の新規事業としまして、事業所ソフトE S C O導入支援事業を実施しております。これは、省エネに関し専門知識を有する省エネ業者が、商業ビルやオフィスの設備を活用した省エネ運転方法等の指導を行い、その結果、実際に光熱水費が削減できれば、その一定の割合を省エネ専門業者に支払うというものでございます。省エネを実施するための初期投資も不要となっております。

温暖化対策の推進③、自動車部門への対策でございますけれども、低公害車の普及促進として、電気自動車購入等補助を行っております、電気自動車の購入や充電設備の設置に対しまして助成する事業でございます。22年度は電気自動車31件、充電設備7件の助成を行っております。

次に、次世代自動車の普及促進を図るため、学識経験者や行政機関、自動車メーカー等からなる次世代自動車普及促進検討会を開催し、福岡市次世代自動車普及促進ビジョンを公表いたしております。また、ノーマイカーデーの推進として、福岡市交通局や西鉄と共働しまして、市営地下鉄や西鉄バスの1日乗車券を販売、22年度は地下鉄で約40万枚、西鉄バスで1万9,000枚を販売しております。なお、ノーマイカーデー1日乗車券の販売につきましては、平成22年度で終了しております、23年度からは祝祭日を除くすべての平日をノーマイカーウィークデーとして、不要不急のマイカーの使用自粛をお願いしております。

自動車部門の23年度の新規事業でございます。市の庁用車E V、電気自動車ですけれども、これを活用したE Vカーシェアリング事業でございますけれども、23年7月から11月まで市内の4カ所において実施しております。現在の登録会員数は316名で、利用者数は208人となっております。

次に、温暖化対策の推進④といたしまして、事業者としての市役所の取り組みでございますけれども、休憩時間等の消灯など、職員による省エネの取り組みですとか、冷暖房の設定温度の徹底等、庁

舎管理人による省エネの取り組みを行いました。23年度は3・11の大震災や原発事故による影響等に対応するため、市で省エネ推進会議本部を設置するほか、省エネ対策重点項目を設定しております。また、クールビズ等のエコスタイルを早期実施するなど、全庁的な取り組みを周知し徹底しているところでございます。また、庁用自動車のCO2排出量の削減として、22年度は本庁舎に電気自動車を1台導入しまして、市全体で合計9台の電気自動車を庁用自動車として使用しておるところでございます。本市庁用車における低公害車の導入率は全体の942台中552台ということで、約60%に達しております。

市施設への新エネルギー率先導入といたしまして、22年度は太陽光発電システムを公民館や小・中学校など21カ所に設置しております。また、23年度は九州大学と共同で普及促進している高効率風力発電システムである風レンズ風車を「もーもーらんど油山牧場」への設置及び九州大学が環境省の委託により進めている浮体式海上風力発電を九州大学と共同で実施する予定でございます。以上でございます。

●事務局（環境保全課長）引き続き、環境監視の結果について説明いたします。まず、大気質の状況です。福岡市では、赤色で示しました一般環境大気測定局8局と青色の自動車排出ガス測定局8局で大気質の監視を行っております。表で結果を示しております。二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素につきましては、すべての測定局で環境基準を満足している状況です。しかしながら、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質につきましては、ここ数年と同様、越境大気汚染の影響を受けて環境基準を達成できない状況にあります。

光化学オキシダントの経年変化についてでございますが、環境基準を超えた時間数を棒グラフに示しております。平成19年度から時間数が増加しているという傾向がございます。福岡市におきましても、光化学オキシダントの注意報を平成19年と21年に発令しております。特に21年度につきましては、九州全域で注意報が発令されるというような状況にございました。平成22年度は注意報の発令はございません。

浮遊粒子状物質の経年変化でございます。黄砂等の影響を受けて高濃度になることがありまして、平成22年度は10測定局で環境基準を超過しております。黄砂による健康影響や生活への影響を検討し、市民が求める情報提供を行うため、今年8月から黄砂影響検討委員会を立ち上げております。右側の図でございますが、浮遊粒子状物質の年平均値は減少傾向にございまして、市内から発生する浮遊粒子状物質は少なくなっているものと考えられます。

続きまして、水質の状況です。市内14河川の19地点において毎月水質調査を実施しております。下水道の整備等が進んだことにより、平成22年度のBODの基準は、すべての地点で達成している状況でございます。博多湾につきましては、水質の観点で西部海域、中部海域、東部海域と3つの海域に区分されております。CODの環境基準は、西部、中部が2ppm、東部海域が3ppmと定められております。8地点で毎月水質調査を行っていますが、平成22年度は湾口に近い西部海域の2地点、東部海域の1地点で環境基準を達成しました。経年変化を右の図に載せておりますが、各海域とも減少傾向にございます。博多湾の窒素、りんの状態につきましては、海域ごとに評価されます。平成22年度は、窒素、りんはすべての海域で環境基準を達成いたしました。

続きまして、地下水の状況です。市内を1kmのメッシュ、280のメッシュに分けて、地下水の状況を把握しております。今年は28の井戸について調査を行いました。22年度の基準を超過した井戸数は4つありまして、基準を超過した項目としては、フッ素などの重金属、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素などがございました。汚染が判明した井戸については、原因を調べるため、汚染井戸周辺調査を実施いたします。そして、汚染が明らかになった井戸につきましては、所有者の方に飲用に供しないよう指導を行っております。

次に、自動車騒音の状況です。幹線道路170区間の沿道50mの範囲にあります住居等について、環境基準の達成状況を面的に評価し、その結果を下の図に示しております。上の表を見ていただきますと、昼夜とも環境基準を達成した割合というのは年々増加している状況にございまして、平成22年度は91.2%となっております。これは、自動車の低騒音化や低騒音舗装の整備によるものと考えられます。

最後に化学物質の状況です。ダイオキシン類や有害大気汚染物質等につきまして、すべて環境基準値、指針値を満足するという状況にございます。アスベストにつきましても、WHOが示したクリテリアに比べ低い値であり、環境ホルモンについても、魚類に対する予測影響濃度以下という状況にございました。以上で環境監視の結果を終わらせていただきます。

●事務局（環境政策課長） それでは、最後に、その他の環境施策の実施状況についてご説明をいたします。自然環境の現状を把握し、保全・創造施策への基礎資料とすることを目的といたしまして、自然環境調査を行っております。平成22年度は鳥類、昆虫類、貴重植物、貴重種魚類の調査を実施いたしました。

次に、市内で唯一カブトガニの産卵が確認されている今津干潟におきまして、地域や大学などと共同で砂入れや粗朶柵の設置、カブトガニの産卵状況調査を実施いたしました。

次に、生物が生まれ育つ博多湾の実現に向け、博多湾の水質保全、自然環境の保全・再生・創造の推進をいたしております。また、学識経験者や漁業者などからなる博多湾環境保全計画推進委員会において、施策の効果の評価や新たな対策の検討を行っており、また、モニタリング調査として生物の生息に影響を与える貧酸素の発生状況調査や、大学と連携した藻場の調査などを実施いたしております。

次に、エコアップ活動でございます。生物多様性の保全と持続可能な利用のため、市民参加による緑地保全活動を東平尾公園で実施し、3回で延べ43名の市民の方々にご参加をいただきました。

続きまして、市民・事業者・NPO等との連携というところでございますが、まず、環境フェスティバルでございます。平成15年度から始め、今年度で9回目となります。平成22年度のテーマを「来て、見て、知って、描こう！広げよう！エコ・ウェイブ」、として、平成22年10月22日、23日の2日間開催し、約3万7,000人の来場者がございました。今年度は10月23日、24日に開催予定でございまして、テーマ「つながろう！ひろげよう！エコの絆 ecoリンク ecoリング」となっております。

環境啓発U-30事業につきましましては、平成19年度から実施しております。平成22年度は学生を対象に環境に関する企画を公募し、企画コンペで選定した学生グループの活動を支援いたしました。今年度は、日ごろから環境活動を行っている学生団体による活動発表会を開催しております、発表会

の企画運営を行う運営委員も若者から公募したところでございます。

次に、環境行動賞でございます。平成 19 年度に創設されまして、今年で 5 回目となります。平成 22 年度は、最優秀賞 4 件、優秀賞 12 件、奨励賞 63 件を表彰いたしました。表彰式の来場者数は 550 名でございました。今年度は、11 月 15 日に表彰式を開催する予定でございまして、大賞 1 件、最優秀賞 3 件、優秀賞 9 件、奨励賞 50 件を表彰する予定でございます。

次に、エコ発する事業でございます。この事業は平成 17 年度に開始いたしまして、これまでの補助金の交付団体は合計で 67 団体となります。実績でございますが、平成 21 年度に 34 団体、平成 22 年度は 32 団体、今年度は 18 団体の助成を行っております。

次に、地域の環境保全活動を担う人材の育成のための環境保全活動リーダー講座や市民を対象とした環境を知る講座を実施いたしております。

次に、ラブアース・クリーンアップ事業でございます。平成 4 年から始めました地域環境美化活動でございまして、市民、企業、行政が協力して、海岸や河川、公園等の散乱ごみを回収いたしております。平成 22 年度は、市内で約 3 万 6,000 人が参加してございまして、約 243 トンのごみを回収しております。写真は、昨年度の大浜海岸での清掃風景でございます。なお、本年度につきましては、残念ながら、開催日の 6 月 12 日が大雨でございまして、開催を中止いたしております。

次に、国際環境協力の推進でございます。国際環境協力の推進の取り組みといたしまして、アジア太平洋地域を対象とした研修生や海外廃棄物行政間の見学者を受け入れております。また、中国の精華大学と福岡方式、埋め立ての方式でございまして、福岡方式の普及を含めた環境分野の技術協力協定を締結いたしております。

それから、最後のページでございますが、平成 23 年 8 月にベトナムのハイフォン市に職員 1 名を派遣いたしまして、埋め立て方式、福岡方式のセミナーのほか、この福岡方式による埋立場のモデルサイト建設の技術指導を行ったところでございます。ちなみに、福岡方式についてですが、今年の 7 月に国連 CDM 理事会、CDM というのは、クリーン開発メカニズムの略でございますが、この理事会におきまして、既存埋立地に本方式を導入することで発生を抑制できたメタンガスの量をカーボンクレジット、いわゆる温室効果ガスの排出権取引の対象とすることができるという新たな手法として認定されたところでございます。以上で、平成 22 年度の環境施策の実施状況についての説明を終わらせていただきます。

○会長 それでは、大変盛りだくさんの内容でありましたがご報告いただきました。細かいことは随分省いていますのでわかりにくかったかもしれません。少し時間をとりまして、ただいまのご報告について、ご質問なりご意見がありましたらお出しをいただきたいと思います。どなたからでも結構ですが、ございますでしょうか。

○委員 今の資料の 3 ページですけれども、時間の関係もあるので、質問を 3 点ほど、確認させていただきたいんですが、ごみ要処理量の推移のうちに、22 年度の実績は人口の伸びと反比例してごみが減ってきていますが、その背景要因を簡単に説明してください。

それから、リサイクル率の問題ですが、注意書きに 22 年度より新たに把握できた小規模事業者の古

紙回収量を加算している。その加算量がわかりませんので、例えば事業系ごみリサイクル率が21年度は9万3,302トンが22年度は16万7,300トンとなっていますが、どの部分にどういう量が小規模事業者等の古紙回収量として加算したのか。また、その加算をするに当たって、どういう状況把握をされたのか。また、次のページ以降にその数字、その資料が示されているのかどうか、説明していただきたい。

それとの関りがあるかどうかわかりませんが、7ページ、「中小事業所等の古紙のリサイクルを推進」というところで、22年度実績3,307トン、参加事業所数は3,845事業所で、先ほどの説明では横ばいとおっしゃったと思いますが、それらの関りについて説明していただきたいと思いますので、その2点を確認させてください。

○会長 わかりました。お答えは後でまとめてお願いします。

それでは、ほかにご質問がありましたら、どうぞお出してください。

○委員 温暖化の問題でもありますけど。

○会長 では、どうぞ続いて御質問ください。

○委員 15ページ、この温暖化対策の推進②、業務部門への対策ですが、福岡市は独自に行政として福岡市役所環境保全実行計画というのを策定しておられるけれども、今日の説明資料には入っていませんが、この保全実行計画第一次、第二次とされておりますが、その成果を示すべきではないかと思うんです。取り組んでおられる事業の内容とか実績とか、それを示していただくことと、15ページの主要事業者と、先ほどの説明では参加業者が注意書きのところに、事業者、大学など18団体となっておりますが、これは任意の取り組みだろうと思いますが、主要な事業者はどういうふうに位置づけがされているのか。そして、ごみのところは1,000㎡の事業所に対しては立ち入りを含めて積極的な指導と監視というか、方策を導いておられると思うんですよ。ところが、地球温暖化の問題が今日これだけ強調されている中で、そして業務部門がなかなか成果を勝ち得ていない中で、この業務部門の対策がこれでは、私の意見としては生ぬるいと。もっと実りのあるものを探求し、制度化していく必要もあるんじゃないかと思いますので、福岡市の取り組みの、これは私は何度も主張させてもらっていますけれども、それらについて方向性があれば意見を示してほしいと思います。

○会長 ほかにございましたら、ご意見、御質問お出してください。

○委員 それでは1点、7ページになりますけれども、事業系食品廃棄物のリサイクルということで、研究会、そしてモデル事業を22年度に実施されたということですが、このモデル事業の内容をもう少し具体的に紹介いただけたらと思います。恐らく、ホテルですとかレストランから出てくるような食品廃棄物、それらのリサイクルなのかなと思うんですけれども、そういうものがほかのお店とかに拡大できるのかどうか、そういう可能性もしありましたら、ご紹介いただけたらと思います。

○会長 ほかにございますか。

○委員 資料の9ページに事業系の産業廃棄物排出事業者の監視・指導というところで、アスベスト関連工事現場で78件指導されています。今日の新聞にもアスベストの集団訴訟の記事が載っておりますけれども、東日本でも、放射能汚染の方が影響が大きいですから、その影に隠れて相当なアスベ

ストが飛散しているのではないかという、そういう懸念をされているわけですね。そういった中で、こういう形で78件立ち入りをされているんですけれども、立ち入って、当然、除去のあり方とか飛散防止のあり方とか、どの辺まで組み込んで後々の対応をされているのか。その辺のところを説明していただきたいと思います。

○会長 ほかにございますか。

○委員 確認だけさせていただきたいんですが、ごみのところになりますけれども、6ページ、7ページのところに事業系のごみの話題が出ています。7ページでは、古紙については3,307トンと出ておまして、これに対して5ページに家庭関係のごみは4万824トン、ほぼ12倍か13倍ぐらい家庭排出の古紙が多い、もしくはリサイクルされている量が多いと。それに対して事業所系古紙の量がかなり少ないように見えてしまうんですが、そういうふうに理解していいのかということを確認させていただければと思います。

○委員 特に質問ではなく、コメントなんですけれども、地球温暖化絡みで福島原発の事故でかなり方向修正がされると思うんですけれども、福岡市としてここで報告されていた内容は省エネという観点で非常に意義のあるものがよく行われているということで、私としては、仮に地球温暖化の対応の方向性が、今後国の方針が変わってきたとしても、十分その価値がある施策が行われているというふうに感じました。コメントです。

○会長 やや過剰に褒められたような気がしますが、担当者は喜ぶかと思います。

それでは、とりあえずここまでお答えください。それから、念のために、質問というよりもコメントに近いのですが、9ページの産業廃棄物の処理状況というのは、やっぱりちょっと書き方が悪いような気がいたします。処理状況という表現は、専門家にはわかりますが、一般の人が見ると、最終処分と処理と一緒に見えるのではないかと。ここでは主に中間処理をやっているということだと思うのですがどうでしょうか。最終処分も全部これと連動していて、市内の処理量というのが、そのまま市内の最終処分量になっているとは考えられないのですが、そのところはどのような仕分けになっているのかを、もうちょっと丁寧に示しておかなきゃいけないと思います。わかれば数字を出して教えてください。計画課長に質問が集中していますが、1人で答えることはないので、適当に分けてお答えください。

●事務局（計画課長） それでは、お尋ねがありましたことについてお答えさせていただきます。最初にごみの関係で3点ございますが、まず、資料の3ページのごみ要処理量の関係でございます。人口と要処理量の推移の関係で要因ということでございますけれども、大きく家庭ごみと事業系ごみに分けてでございますが、家庭ごみにつきましては、平成17年10月の有料化、それから、地域集団回収ですとか、先ほどご説明しましたレジ袋の削減の取り組みなどを各家庭において実施して頂いたり、あるいはそれらによってのごみ減量リサイクル意識の高まり、ライフスタイルの変化などによりまして量が減ってきているものと考えております。

それから、事業系ごみにつきましても、これは平成17年度、18年度のごみ処理手数料を改定しておまして、その効果、それから、事業系ごみ減量指導、それから、平成17年10月に自己搬入ごみ事前受付センターを開設しております。それから、先ほどもご紹介しました事業系古紙回収推進事業

の取り組み、こういった施策を行っておりまして、それらの効果、また、景気の停滞による影響もあっていると考えております。以上が背景の関係でございます。

それから、2点目でございますが、リサイクル率の推移ということで、数字が増えているということで、これはどの部署にどれくらい増えているかということでございますが……

○会長 いや、質問がちょっと違います。22年度に小規模事業所の古紙回収量を加算しているということになっているが、それは一体実数でどのくらい加算したのかというご質問です。

●事務局（計画課長） 実数で、22年度は7万1,667トンでございますが、事業系の方でそれだけ増えておりますが、これは22年度に、下に書かせていただいておりますけれども、小規模事業所等古紙間屋組合の方での回収量を新たに把握することができたことによって、22年度は先ほど申し上げた7万1,000トン余を把握しておりますので、それを加えたところでございます。

○会長 それは、要するに小規模事業者の古紙の回収の実数ということですか、という理解でいいのですか。

●事務局（計画課長） はい。そうでございます。

○会長 それで、もう一つご質問は、その小規模事業者の古紙回収量をどうやって把握したのかという、その数量の把握の仕方についてのご質問がありました。

●事務局（計画課長） これは後ほどご説明させていただきますけれども、新しく第4次のごみ処理の基本計画についていろいろな施策とか状況の把握に努めておりましたが、そういった中で市内のそういう事業者いろいろな情報を把握したところでわかったという次第でございます。

○会長 ついでに、さっきの最後のご質問とも関係があるのですけれども、大規模事業者の古紙の回収量というのは把握できているのですか。それがないので、どうも事業者はいかにも3,000というような印象になってしまう。

●事務局（事業系ごみ対策課長） 7ページの事業系古紙回収推進事業との関りでもございますけれども、事業系の古紙回収につきましては、先ほども名前が出ましたけれども、ペーパーリサイクル協同組合という古紙回収事業者、そちらの方と、基本的には事業者、そういうものが直接に回収を依頼して、回収という形になっております。事業系の古紙につきましては、ペーパーリサイクル協同組合の方の数値でございますけれども、全体で15万トン程度の回収が毎年なされているという状況でございます。この資料の7ページにつきましては、その通常の営業的な回収ルートに乗らない中小事業者、そういうものについて市の方が、これはごみの収集にあわせて古紙回収も行うというシステムづくりを行いまして、その中で行った分でございます。その量が3,300トン程度という状況でございます。

それから、食品廃棄物リサイクルのモデル事業の状況でございますけれども、これは、ご発言にありましたように、市内の外食産業1社でございますけれども、そちらの方の残渣、食べ残し等の食品ごみについて、具体的には鳥栖市にあります再生利用事業者でございますが、鳥栖市の方の施設に排出事業者が持ち込みを行いまして、これは堆肥、肥料として再生しているという企業でございます。私どもの方でモデル事業として行っておりますけれども、報告をもらいまして、分別の状況がどうあるとか、搬出の状況、そういう細かな点について検証を行っていきたいということで実施しているものでございます。以上でございます。

○会長 アスベスト関連のことはどなたがお答えになりますか。

●事務局（産業廃棄物指導課長） アスベスト関連につきましては、労働安全衛生法や大気汚染防止法に基づきまして除去工事の届けというのが行われております。本市では除去工事のすべてにつきまして大気汚染防止法の観点から環境保全課が、廃棄物処理法の観点から産業廃棄物指導課が、合同で立ち入り指導を行っているところでございます。なお、労働基準監督署も労働安全衛生法に基づき作業員の健康のための観点で、必要に応じて立ち入り指導をしております。

また、先ほど会長から言われました産業廃棄物の9ページのところでございます。処理状況でございますけれども、会長が言われましたとおり、中間処理がメインでございまして、市内の処理量79万トンのうち、市内で発生する量は54万トンでございますが、そのうち最終処分、埋め立てしておりますのは2万4,000トン強でございます。ほとんどが中間処理されておるといことでございます。また、市外処理量につきましては、今手元に具体的な数字を持っておりませんが、2万トンから3万トン程度と把握しているところでございます。

○会長 わかりました。それだったら、もうちょっと丁寧に、わかっているなら、それによる減量効果みたいなものをここに書いていただければいい。処理量がこれだけというよりも、処理の結果これだけ減量できているということがあるともっとはっきりすると思います。来年からもうすこし工夫してください。

それから、アスベストの問題に関しては、前から国の方でも機会があるごとに言っているのですが、全然動かない。どこでアスベストが使われているか、特に建築物のアスベストの使われ方については、早い段階で情報を把握しておかないとだんだんわからなくなるのではないかと心配されます。ですから、それはぜひ可能な限り、強制的に情報を集めるというのは難しいかもしれないけれども、何とか情報を今のうちに整理しておかないといけないのではないのでしょうか。つまり、解体するときにアスベストが使われているとわからずに解体するというようなことがあったり、あるいは災害時にどこでどれだけのものが入っているか全くわからない状態が発生してしまうというのは、問題だと思うんですね。法律で救済制度を動かしてきているのですが、へたをすると、まだまだ際限なく被害者が出てしまうという危険を感じていまして、本当にエンドレスになりかねませんから、これ以上は被害者を出さないということを第一に考えなくてははいけません。そのためにも環境中にアスベスト出ないようにということが何より大事なことだろうと思うわけです。そこで、ともかくどこでどれだけ使われているのかということについての基礎的な情報がほしいなという気がします。

さて、ご質問に対してのご回答を、廃棄物系については今いただきました。次は温暖化対策、特に事業者に対する温暖化対策が手ぬるいのではないかとということでありました。エコ・ウェイブふくおか会議は私が座長をしておりますので、どういうつもりでこれを行っているのかということをお聞きすると、もともとの話しの発端は、主に、協力企業をたくさん抱え込む可能性があるような事業者の方に極力入っていただいて、クールビズを普及しようということでした。大きな会社がちゃんとクールビズで仕事をしていれば、そこにいく業者さんたちも安心してクールビズで行けるでしょうから、そんな形でクールビズを広げていく必要がある。すべての人にご協力いただくというような運動はむしろ温暖化防止市民協議会でやることとして、ここはやや発言力が強いとかリーダーシップを持って

いるようなところに入ってもらって、できることをみんなでお互いに話し合っ、共同歩調でやりましょう、というようなことで動き始めているわけです。それがエコ・ウェイブふくおか会議でございまして、どういう団体が入っているかは資料がありますので、今日は読み上げるのは大変ですから、後ほど委員にも資料を差し上げることにさせていただきたい。委員にはこんな人が入っているということを見ていただければと思います。ちなみに、地下鉄の駅のコンコースには名前が張ってある看板があちこちにありまして、大体会員企業・事業者のいると思われる近くの駅には張ってありますから、例えば西南学院のある、西新駅には張ってあると思いますけれども、そういうことでわかると思います。その上で任意に協力をいただくということばかりやっているのではないか、その点福岡市の姿勢は手ぬるいのではないかと、この点についてどうかということについては、部長がお答えください。

●事務局（温暖化対策部長） 重点3部門、なかでも事業部門の排出状況というのは非常に厳しい状況、目標達成には至っていないという状況が続いております。現在、福岡市の地球温暖化対策の第4次計画の策定を進めておりますが、その中で今後どのように事業部門に対して取り組みをやっていくかという中で、これまでやってきた取り組みはもちろんですけれども、加えて、届出であるとか、そういったある程度義務付けをするような規制的手法の導入が必要ではないかという議論を現在進めております。ただ、その前提となります目標値をどうするかということになりますと、先ほども出てまいりましたけれども、国の全体の大枠の目標は今後どうなっていくのかといった部分を見据えて、それとの整合をとる必要がございますので、現在、当初ご説明していたスケジュールよりも若干遅れぎみでございますけれども、今後つくり上げていきます計画の中で事業部門に対する新たな取り組みというものを盛り込んでいきたいと考えております。以上でございます。

○会長 委員におかれましてもぜひ議会の一員としてご協力をいただきたい。ほかの議員の先生方にもご協力いただきたいんですけども、省エネ法である程度の規模の事業所、例えば我が大学のよう規模の事業所には届出が義務付けられているのですけれども、それよりも規模の小さい事業所については情報が集まらないのですね。それで、規制することよりも、自分の事業所がどのぐらい温室効果ガスを出しているのかということをしきりと把握することによって、もったいないという気持ちになっていただき、もうちょっとエネルギーを節約しようじゃないとか、あるいは電球をLEDに替えたらもっと安くなるのではというような判断へのインセンティブが働くと思いますので、結構効果があると思います。ですから、可能なら条例で、法律で届出義務がない事業者にも届出をお願いするというようなことをやれば、それだけでも随分違うと前から言っているわけです。ぜひ議会でもご検討いただいて、何も市長部局から出さなくても議員提案もあるわけですから、お出しただければ随分進むのではないかと考えております。ちなみに、東京都のような規制型の条例をいきなり決めるというのは、ちょっと東京の、何というか、傲慢さを表している。黙っていても東京には人も事業所も来るから格好のいいことを見せたがる。それから、工業がほとんどないから、平気な顔してあんなことが言えるので、あれはどこにでも通用する話ではないというふうに思っています。それぞれの街の持っている特性に応じてやる必要があると思います。ですから、いきなり規制をということは会長としてもこれを余り強く主張する気はないのですが、しかし、やっぱり自分の所の事業所がどれ

だけ温室効果ガスを排出しているかということをちゃんと把握する、それは例えば電気のメーターとかガスのメーターというのを見ればわかるわけですし、それに加えて、ガソリンも含めて全部を一遍まとめて、うちの事業所はどのぐらい出しているかを把握してみるということくらいは強制してみてもいいと思います。ぜひ市役所と一緒にって議会の先生方もご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、ほかに。

○委員 今、会長が言われた温暖化対策の問題ですが、私は規制をした方がいいという意味ではなくて、それぞれの事業所がそれぞれ努力しているんだと思うんです。皆さんからも聞いていますが、それぞれの会社のホームページとかいろいろなところでその対策が周知されている。私は、こういう審議会とか福岡市が関係する企業の了解のもとで、どういう企業がどういう努力をして、どういう効果を上げているのか。これを市民と事業者に広報する必要がある一つの方策として考えられるんじゃないかと思うんです。そういうのがまだ見えてこないものですから、そういう点での行政側の果たすべき役割、イニシアティブ、そういうものを探求してほしいというのが1点。これはお願いで結構です。

ごみの問題は、7万トンも古紙を回収しておって何で資料に出てこないのかと。それで、21年度は、今日はもう質問はしませんけれども、22年は7万1,000トン把握できた。21年度以前はどうだったのか。全然把握する姿勢がないのか、把握が困難なのか、なかったのかという問題があると思うんですね。それで、少なくとも7万1,000トンも回収されて、その回収されたものの処理先はどこなのか。そして行政がどういう努力をして、そういう実態が把握されたのかというのは、少なくとも今日の審議会に資料として出されるべきだと。数字もお尋ねして出てくるぐらいですから、これは余りにも便宜的で成績主義だなということを指摘しておきます。もう質問はいたしません。

○会長 ありがとうございます。今のお叱りはしかと肝に銘じておいてください。

(2) 新循環のまち・ふくおか基本計画について

○会長 それでは、関連することですが、次の議題は「循環のまち・ふくおか基本計画」の改定についてでありまして、それについてのご報告を申し上げるということですが、この件に関しては部会で審議をいただきましたので、部会での審議の状況について部会長からご報告をいただくということになるわけでございます。しかし、本日は部会長がご欠席でございますので、代わりまして私からご報告いたします。

資料の4-1が説明資料をご覧いただきたいのですが、資料4-1の最後のページにこの素案をつくる委員会がどういう委員会であったかということが書かれておりまして、この素案をつくる委員会の素案に基づいて当審議会の部会でこれまでに検討を行ってきたところでもあります。この資料の4-1の5ページ、後から1枚目なんですけど、審議会としては前年度の2月3日に計画案についてご報告をいただいて、審議を一度いたしました。その後、さらにこの合同委員会等の会議がありました。9月26日にもう一度この審議会の部会での審議をいたしまして、本日、この審議会にご報告する案を取りまとめました。部会では、内容的には、法律に基づいて福岡市の家庭ごみと事業系ごみ、つまり産業廃棄

物を除くごみをこれからどう処理をしていくのか、どの程度のごみがこれから出てくると予想され、それをどのような施設で、どのように処理をしていくのかということについて計画を定めると同時に、循環型社会形成基本法に基づいて、今、国全体で目指している低炭素社会、循環型社会、自然共生社会という3つを同時に実現しようという環境政策の方向に向け、とりわけ循環型社会を形成することに関して、福岡市でも、ただ単にごみの処理ということを超えて、どんな形でごみを減らしていくのか、リサイクルをするのか、資源を有効に回収していくのか、こういうことについてもきちんと計画に書き込んでいかなければいけないという考え方にもとづいて、この計画が準備されてきたという事務局からの報告を受けました。その報告を受けて、部会では、ごみの将来の予測量についても、趨勢からいうと、もうちょっと少なくなるのではないかという意見もないわけではなかったのですが、施設計画そのものとも関係があつて、経済の状況が今後またよくなるとごみが増えるということもないわけではありませぬので、やや堅めにごみの減り方については押さえておこうという原案については、部会としてもこれを了承できるということになりました。さらに、ごみの分別について、福岡市では4分別しかしていないではないかというご批判をたびたび市民の皆様から受けているということが意見としても出まして、実際はそうではない。市民が玄関口に出すときは4分別で出すけれども、その後さらに施設で細かく分けるということになっているから、最終的にはかなりの分別ができていし、それに加えて、市民が玄関先に出すときは4分別でしかないけれども、もうちょっと足を伸ばして、スーパーの回収箱のところまで持って行っていただければもっと分別の数が多くなりますということを積極的にPRすべきではないかということになりました。つまり、市民のみなさんに努力をしていただければ分別にはこのくらいのメニューがあります、それから、余り努力ができないご高齢の方などもここまではできますというような、そういうかなりきめ細かい分別をやっているんだということが市民のみなさんによくわかるようにしようじゃないかということで意見が一致しました。それらの意見を踏まえて、今日ここに出ております資料4-2、4-3が提出されているわけです。ちなみに資料の4-3は部会で議論をして、その結果、若干の手直しをした案でありまして、今日これをご了承いただきますと、この案についてのパブリックコメント意見公表等が行われて、その後、議会にも正式に報告が行われることになると思います。なお、素案のパブリックコメントについての報告が4-2に載っておりますので、詳しいことはそれをご覧くださいということになろうかと思えます。

それでは、4-1に基づいて、ただいま私が部会の取り組みについてのご報告申し上げたことをさらに詳細に事務局からご説明いただきます。よろしくお願ひいたします。

●事務局（計画課長） それでは、資料の4に基づきまして、「新循環のまち・ふくおか基本計画（第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画）」について説明をさせていただきます。

先ほど会長からもご説明いただきましたけれども、資料4-1は計画案の概要版でございます。それから、資料4-2が計画案に対します市民意見募集の実施結果でございます。資料4-3が計画案の本編となっております。

概要版の説明に引き続きまして、市民意見募集の実施結果について説明させていただきますが、詳細につきましては本編をご参照いただければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず資料4-1の新循環のまち・ふくおか基本計画案について説明をさせていただきます

が、資料の説明をさせていただく前に、新基本計画の策定にかかりますこれまでの主な経過について、先ほど会長からも部会の関係をご説明いただきましたけれども、説明をちょっとさせていただきたいと思えます。

新計画案の検討につきましては、一昨年8月より当審議会の循環型社会構築部会の部会長を会長といたしまして、学識経験者、弁護士、市民などの10名により構成をされました循環のまち・ふくおか行動委員会及びその作業部会にご意見をいただきながら進めてきたところでありまして、昨年12月に同委員会より本市に対して提言をいただき、この提言を受けまして、本市として新計画案の取りまとめを行い、本年2月に当審議会の循環型社会構築部会に付議をし、原案についてご審議いただいたところでもあります。その後、今年度に入りまして、循環のまち・ふくおか行動委員会への報告、市議会における所管の第5委員会への報告を経まして、7月中旬から8月中旬にかけて実施しましたパブリックコメントにおいて出された意見などを踏まえまして、新計画案の取りまとめを行い、去る9月26日に、再度循環型社会構築部会においてご審議いただいたところでございます。本日は、その新計画案について、当環境審議会にお諮りするものでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料4-1の1ページをお願いいたします。

まず、(1) 計画策定の趣旨でございますけれども、これまでの取り組みといたしまして、平成16年12月に、現計画であります第3次一般廃棄物処理基本計画を策定しまして、ごみの削減目標を掲げ、家庭ごみの有料化を初め事業所ごみの減量指導など、市民、事業者とともに3Rに取り組んでまいりました。なお、3Rとは、リデュース（ごみを減らすこと）、リユース（繰り返し使うこと）、リサイクル（資源として再利用すること）の3つのRのことでございます。

そして、(2) でございますが、容器包装リサイクル法や食品リサイクル法の改正など、ごみ減量リサイクル推進に向けた法令等が整備され、社会の機運が高まってきたところでございます。その結果、(3) の現状でございます。表1のグラフをご覧いただきたいのですが、ごみ処理量を平成27年度には62万トンに削減するという現行計画の目標を、人口増加にもかかわらず、平成20年度に7年前に前倒しで達成し、以降、着実に減少してきております。しかしながら、表2の円グラフからわかりますとおり、事業系の可燃ごみにつきましては、紙類が約5割、厨雑芥類、これは食品廃棄物のことでございますが、約2割ありまして、依然としてリサイクルの余地が残っているという状況でございます。これらの状況から、さらにごみの減量を進めるため、今後取り組むべき課題が5つ見えてまいりました。(4) でございます。一つ目ですけれども、リサイクルは一定程度定着してきておりますが、これからはリサイクルに比定着度の低い2R（リデュース・リユース）に重点を置きまして、市民、事業者のごみ減量の意識向上と実践行動の促進を図る必要があるということでございます。2つ目は、資源化の余地がある事業系ごみにつきまして、基盤整備等、さらなる資源化に重点的に取り組む必要があること。3つ目ですけれども、分別のルール徹底や不法投棄防止のため、引き続き啓発を行う必要があること。4つ目は、ごみ減量による温室効果ガスの排出抑制や蛍光灯や乾電池などの有害物質を含むものの適正処理、レアメタルといった貴重な資源の循環利用など、低炭素社会や自然共生社会づくりにも配慮する必要があること。5つ目は、食品廃棄物のリサイクルなど、民間事業者による取り組みを促進するため、循環型社会ビジネス振興の視点にも留意して取り組む必要があるというこ

とでございます。以上のことから、新循環のまち・ふくおか基本計画を策定するものでございます。

2 ページをお願いいたします。計画の枠組みでございますけれども、まず、計画の位置づけにつきましては、現行計画と同様、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づく法定計画であること。また、福岡市環境基本計画の部門別計画の一つとなっております。(2)の計画期間でございますが、国の第2次循環型社会形成推進基本計画の目標年度などを参考に、平成37年度までといたしております。平成24年度から14年の長期にわたるため、中間目標を平成27年度、平成32年度に設定いたしております。

次に、この計画では何を指すのかという、3の計画の理念についてでございます。計画では、「元気が持続する循環のまち・ふくおか」をテーマに掲げ、市民、事業者の自主性、自発性を尊重し、その活力を生かしながら、市民、事業者、行政の適切な役割分担のもとに、循環のまちづくりを進め、また、あわせて低炭素社会づくりや自然共生社会づくりにも配慮することにより、持続可能な社会づくりを行うものでございます。図1にそのイメージ図を示しております。具体的な循環型社会づくりとしまして、市民、事業者の自主的、自発的なごみ減量行動が活発になること、さらには、ごみ減量によりごみ処理にかかる全般的なコストを削減できることがあります。なお、ごみ処理施設の整備につきましては、検討から計画、建設、稼働まで、10年程度の長い期間と多額のコストを要するため、ごみ量の削減状況を踏まえ、長期的な施設整備計画の策定を行うことといたしております。

また、低炭素社会づくりとして、ごみ処理に関する温室効果ガスの排出量も、二酸化炭素に換算すると、平成21年度比で約2.7万トン削減できること、自然共生社会づくりとして有害物質の適正処理や貴重な資源の循環利用を通じて、環境負荷を提言できることなど、さまざまな相乗効果によって持続可能な社会づくりが進むことを目指しております。

3 ページをお願いいたします。4の計画の目標でございますが、2つの数値目標を設定しております。まず、(1)のごみ削減量として、平成21年度の58万トンを平成37年度で47万トンへと、焼却や埋立処理をするごみ量を11万トン削減することを目指しております。また、(2)のごみのリサイクル率でございますが、これは、リサイクル量を分子として、リサイクル量とごみ処理量の合計を分母とした割合でございますが、これを平成21年度の28%を平成37年度に38%へと、平成21年度比で10ポイント向上させることを目指しております。なお、平成21年度のリサイクル率につきましては、従来、実績値を22.5%としておりましたが、平成22年度の調査において新たに把握できた小規模事業者等の古紙回収量を加算し再計算したところ、平成21年度のリサイクル率は28%となったものでございます。

表3は、ごみ処理量とリサイクル率の見通しをグラフで表しております。そこで、目標達成に向けて何をするかでございますけれども、5の施策の4つの柱ですが、目標達成には、ごみの排出者であります市民・事業者の行動が重要なカギでございます。したがって、市民、事業者の行動を行政が支援するという考え方を基本に、4つの柱で施策を実施してまいります。図2には4つの柱のイメージ図を示しております。

4 ページをお願いいたします。一つ目の柱は、市民・事業者の自主的・自発的な取り組みの促進でございます。市民・事業者の役割を記載しております。①の市民の取り組みですが、省包装商品や

詰め替え製品を選んで買い物をしたり、マイバッグを持参するなど2Rに努めるとともに、地域の資源回収を積極的に活用するなど、ごみを出さないエコな生活スタイルの実践が求められております。また、②の事業者の取り組みとしまして、製造・流通・販売、その他あらゆる事業活動の場面におけるエコな取り組みが求められているところでございます。

2つ目の柱でございますが、3Rの基盤整備についてで、これは紙リサイクルボックスなど、地域の資源物回収拠点の整備拡充を行うことや、蛍光灯や小型電子機器などに含まれます資源の循環利用や食品廃棄物等の資源化の取り組みを支援・促進すること、また、事業系古紙回収の普及拡大や新たな資源化ルートの構築の推進を行うことといった内容となっております。

3つ目の柱、経済的手法の活用についてですが、事業系ごみ手数料を改定し、これによる歳入の一部を財源とした事業系ごみ資源化推進ファンドを創設いたします。このファンドにつきましては、全国で初めて事業系ごみの資源化を推進する目的に特化した基金制度として運用するものでありまして、事業者間の連携に向けた資源化情報ネットワークの構築や事業系古紙及び食品廃棄物のブロック回収など、排出事業者の資源化の取り組み、紙おむつのリサイクルシステムの研究など、事業系ごみの資源化にかかる実証研究、事業化の取り組みを支援し、循環型社会ビジネスの振興を図るもので、新計画の目玉でもあります。そのほか、家庭ごみの有料制の継続など、経済性の観点からごみ減量とリサイクルを誘導しようとする内容となっております。

4つ目の柱でございますが、人づくりでございます。これは、3Rに取り組むリーダーの養成や環境教育・学習機会の提供を行うもの、そのほか市民・事業者の優秀な取り組みを表彰する制度の活用を図ることや、ごみの分別等の啓発・指導を行い、2Rに重点を置いた意識と行動を高める啓発を行うといった内容となっております。

次に、6の進行管理でございますが、数値目標の達成度のほか、3Rの取り組み状況や温室効果ガスの削減量などをモニタリングする取り組み指標によりまして、計画の進捗状況を多面的に把握し、これを施策に反映させていくこととしております。また、その結果を市民・事業者に対してわかりやすい形で公表し、ごみ減量リサイクル行動のやる気を応援していきたいと考えております。

最後に、計画策定のスケジュールですが、本日の審議の結果を踏まえまして、年内の策定を目指して進めますとともに、パブリックコメント意見公表を行い、年度内に議会への報告をさせていただくということを考えております。

なお、参考資料としまして、先ほど会長からご紹介がありました、循環のまち・ふくおか行動委員会及び作業部会の検討過程を添付させていただいておりますが、5ページに、1で検討事項、2で検討経過、6ページに3で行動委員会及び同作業部会の委員名を記載させていただいております。概要版の説明については以上でございます。

続きまして、市民意見募集の結果について説明させていただきます。資料4-2をお願いいたします。新循環のまち・ふくおか基本計画案に対する市民意見募集の実施結果について説明させていただきます。

Iのパブリックコメント手続きの実施概要についてでございます。1の実施の目的でございますが、新循環のまち・ふくおか基本計画の策定に当たり、市民の皆様との情報の共有を図り、意見を反映さ

せるため、パブリックコメント手続によって原案を公表し、意見を募集いたしております。

次に、2の意見募集期間でございますが、本年7月15日から8月15日の約1カ月間実施をいたしております。

次に、3の実施方法でございますが、(1)の原案の公表方法につきまして、一般的なパブリックコメント手続と同様に、情報プラザ、各区役所、生活環境課などにて新基本計画の閲覧、配布を行い、ホームページにも掲載いたしております。(2)の意見の提出につきましては、氏名、住所を明記の上、閲覧及び配布場所に書面で……

○会長 その辺のところはもうちょっと簡潔に。

●事務局(計画課長) はい。それでは、4の意見の提出状況でございますけれども、意見の提出をいただいたのは34名でございます。意見の件数は全体で93名でございます。内訳といたしましては、計画上の分類により整理をいたしますと、ごみ編の計画の改定に関するもので4件……

○会長 書いてあるから読む必要はないのではありませんか。

●事務局(計画課長) 記載のとおりでございますけれども、それで、ご意見がありましたうちの77件につきまして、次ページ以降のとおり、検討いたしております。次ページをお願いいたします。

表の方は、左の方から基本形計画上の分類、計画への意見、それに対する対応と市の考え方をまとめております。

ご意見への対応としましては、3通りでございます。検討した結果、変更を行わない場合は「右記の理由により、原案のとおりといたしております」と記載しております。それから、意見の内容が既に原案の中に記載されているものについては、「計画案の中にご意見の趣旨と同様に記載がありますので、その中で取り組んでまいります」と。それから、検討した結果、計画案の修正を行う場合は「修正」と記載しております。いただいた意見を検討しました結果、原案のとおりとするものが77件のうち60件で約78%。同様の記載ありとするものが12件で約16%、修正するものが5件で約6%ございました。各意見とその他については資料のとおりでございますので、よろしく願いいたします。以上で、新循環のまち・ふくおか基本計画についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 循環型社会構築部会で十分に議論しているんですね。その上で修正をしてここに来ている。パブリックコメントについても、こういう回答の仕方でもいいかどうかについても部会で議論してやっております。その上で、部会では既に了承している内容について、特にここで、審議会でご意見がございましたら、お出してください。

○委員 質問じゃないんだけど、資料の見方で尋ねたいんですが、まず、最初に説明されました平成22年度の福岡市の環境施策実施状況等について、資料3の3ページ、ごみ要処理量の推移、ここで要処理量と人口の推移というのが、今度は資料の4-1ではごみ処理量と人口の推移とあるわけですね。見てみると、大体人口もお互い入っているわけですから、表題はこちらの方がいいのかなと。人口の推移も同じじゃないかというふうに私は思います。

それと、次に、この中の数字で27年度の計画、145.5、これがこちらの資料の4-3の27年度の計画値の目標年次、これは145.4となっておるわけですね。微妙な違いをどういうふうに説明されるのか

などというのと。

それから、4-3の3ページは、22年度は中間目標というふうになっているんですが、もう資料3では22年度が出ておるわけですから、これではだめなのかということ。この図の表の3にしても、ごみ処理量の推移だけですが、これも処理量と人口の推移と入れられた方がいいじゃないかということで、ちょっとご指摘します。

○会長 今の点についてはご回答ください。

●事務局（計画課長） ご意見を踏まえまして、検討させていただきたいと思います。

○委員 もう1点。この4-1の3ページの21年度のリサイクル率、これを28というふうに私は見るんですが、こちらの資料3のリサイクル率では、21年度は22.5となっているんですが、この辺の違いはどのようにとらえたらいいのか。これを教えてください。

●事務局（計画課長） 先ほどの資料3でいう21年度が22.5、それから、資料4-1の方での21年度が28.5でございますが、これは、資料3の方では、現在の第3次のごみ処理基本計画での計算数値としましては21年度は22.5という数値を出させていただいております。同じ年度で資料4-1の方の21年度が28ということでございますが、これは新しく第4次基本計画での基準年度ということで位置づけさせていただいております。このときに、先ほどご説明させていただいた、これまで把握しておりませんでした小規模事業者の古紙回収量を、この第4次計画の中での基準年度としては見込ませていただいて、それを発射台としまして、14年後の37年度の目標としましてはここから10ポイント上げたいというところでの、そういう位置づけでさせておりますので、ちょっと数字が異なっているところでございます。

○会長 今の点はよろしゅうございますか。

○委員 質問いたします。資料4-1ですけれども、その2ページです。計画の理念のところ、テーマが「元気が持続する循環のまち・ふくおか」というふうにあります。何となくイメージはわかるんですが、「元気が」というのは、何の「元気」か？社会がということでしょうか、経済がということでしょうか。ちょっとそこをわかりやすく、理念にかかるところですから、説明してください。

それから、3ページ、ごみの削減量、21年度58万トンが37年度47万トン、リサイクルも28から38、こういうふうに設定された、当初目標が相当前倒しで実現したという説明を受けました。今回、こういう形で設けられた根拠というのをどう想定されたのか説明をお願いします。

それから、4ページ、これは事業系ごみについて、私は一般家庭ごみの有料化に関しては賛成した立場です。経済的な誘導策というか、インセンティブというのは意味があると思っております。そういう意味では、今回、この事業系にもそういうふうに着手されたと理解しました。ついては、ここで前の資料との関りがあるんですが、手数料の33%をファンドに積むという形だったんですが、その33%の理由とか根拠というのは何でしょうか。総枠20億をつくるということの上で数字がそうなったのかとも理解するんですが、なぜそういうことを聞いているかといえば、一般家庭ごみの有料化に伴って、これも削減した効果はあるというふうには思うんですが、それも10億円程度ファンドを積んで促進をする、背中を押すような施策になったということなんですが、この効果をどう総括された上で、この事業系の方にもファンドを積んで効果があるというふうに理屈をつくるのかということが必要ではな

いかと思うんです。そこらあたりの説明が今ひとつわかりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○会長 では、今の3点についてお答へください。

●事務局（計画課長） まず1点目の「元気が持続する循環のまち・ふくおか」というところがございますけれども、これは環境の保全と社会の発展が両立した持続可能性のある社会を実現するという事で、これは資料4-3の本編の方でございますけれども、その1ページのところに「計画を改定するに当たって」という中で書かせていただいております。環境の保全と社会の発展が両立した持続可能な社会というところで、そういった社会を元気が持続する循環のまち・ふくおかというふうにご考えております。

それから、2点目の58万トンから47万トンにするというところがございますけれども、これも資料の方で説明させていただきますけれども、お手元の資料4-3の33ページをお開きいただきたいと思いますが、「ごみの将来推計のまとめ」ということで表をつけております。今回の第4次計画におきましてごみの削減量の目標につきましては、この算出の仕方でございますけれども、大まかに申し上げますと、人口の将来予測を行いまして、それに基づきまして現行施策を継続した場合のごみ処理量を1次推計という形で出しております。33ページの表でいきますと、上の1次推計等を書いているところがございます。これにさらなるごみの減量に向けた取り組みを行うということで、具体的には、その前にページになりますが、31ページのご家庭ごみにつきましては、これまでの施策の一部強化ですとか、新規に施策を実施しまして、具体的に啓発活動などを行った場合に、37年度のところをご覧いただきますと、合計で1万5,800トンほど削減するという、これを2次推計と考えておりますけれども、同じように、32ページの方では事業系ごみの減量施策、これもこれまでの施策を強化したり、新規の施策を行うことによって、37年度の目標としましては5万5,500トン削減すると、こういった考え方もって2次推計のところへそういった数字を入れますと、21年度は57万8,000トンから37年度は46万8,000トンと、こういった考え方で数字を出しております。

それから、3点目の手数料で33%をファンドに積む根拠ということでございますけれども、これは大きくは、先行しております環境市民ファンド、環境の学習とか保全とか、そういったものにファンド、基金を新たに設けて、既に先行して実施しておりますが、これも一つ考え方としましては、17年度にごみ袋の有料化を行っておりますが、そのときに市全体の歳入としてはその分増えるわけがございますけれども、これに伴いましての3分の1程度をそういった環境の保全や学習教育、そういったものに充てていくという考え方で環境市民ファンドを創設しております。今回、特に事業系ごみのファンドにつきましても、これは事業系ごみを減量するためのいろいろな施策を行うために、ファンドを新たに設けて、事業系の施策に特化して支出するという形でございますが、その考え方としまして市民ファンドと同じような考え方で、これは手数料を、減免率を最終的にはゼロにすることによって、その分の歳入が増えると思込んでおりますが、その分の3分の1、33%を積んで、そういった事業系の施策に財源として充てていきたいと考えております。

○会長 よろしいでしょうか。つまり、ちょうど環境税の考え方とよく似ていて、純粋に経済学者の理屈だけでやると、集まった金は一般財源にすべきだという意見が強いのですが、しかし、そうしな

いで削減の施策に重点的に振り向ければもっと減るといふことがある。これが環境省の立場です。ですから、環境省は環境税をかけたなら、それで努力をした人にちゃんと返るようにした方がいいと言っているのですけれども、それと似たような考え方を福岡市は前からとっていて、手数料有料化というのはある意味では削減努力のインセンティブになるだろう。それをさらにまたファンドに回すことによってよりそれを加速する。同じような考え方でいこうと。3分の1の根拠は、これは財政との力関係ですから、もし財政よりも環境が強ければ多分3分の2になっていたと思うのですけれども、残念ながら財政局が強いので3分の2をとられたということだろうと思うんですね。そんなふうな理解でよろしいのでしょうか。

○委員 議会としてそれは理解しているつもりです。一般に振り向けてしまうというのは筋が違ふんじゃないかという会長のおっしゃることは私は理解できます。しかし、例えば数字でどう効果があるかということが見えないと、こういう時代ですから、説得力がなかなかないですね。

○会長 おっしゃるとおりだと思います。ただ、実際には減量の場合は比較的數字で出てきますので、これだけ予想以上に減ったというのは効果があったという言い方ができるのですが、全体的にいうと、やっぱり意識が変わったかどうかみたいな話というのは、なかなか計りにくい。それから、ごみの減量についても、これは部会長が部会でも発言していたのですけれども、最近、この手のものがすごく軽くなっているのだそうです。そこで使う量は変わらなくても重量は減るんですね。そういうこともあるものですから、なかなか難しいという気がいたします。今日は部会長がおられませんので、ちょっとそれ以上私も答えようがないので、申しわけありません。

ほかにございますか。

○委員 1カ所だけ意見ですけれども、4-1の4ページ、(4)の人づくりのところですが、環境教育20年の市民立場からいって、3・11から、今ほど市民啓発が効果的な時期というのは本当はないと思うんですね。ここの文言なんですけれども、リーダーの養成や環境教育・学習機会の提供、また表彰制度の活用と、そういうことで言われていますけれども、もう一歩奥に進んだ環境教育・学習機会の提供とその人材、リーダー養成講座とかはずっとやられてきているんですけれども、その卒業生たちの人材活用場の場づくりというのがまだできていないと思うんです。そこをもう一つ進めていただいて、実際に動き出す仕組みづくりというものをぜひ入れてほしいと思います。

○会長 これは循環の計画ということの中で、本編では12ページに柱ということで書かれているわけですが、一時が万事、こういうものは、今言われたような視点を抜きにして、環境教育と言ってみてもしょうがないということはおっしゃるとおりだと思いますし、環境基本計画全体の抱えている課題ということにもなると思いますね。循環計画の中だけでそれを言ってもしょうがない面がありますが、多分、事務局は今の委員のご意見は十分理解できたと思います。だけど、確かに人を育てて、その人にどう働いていただくかということがあると思うんです。これは若者ばかりじゃなくて、地域でリーダーになっておられる方々の働きについてもいろいろ含まれていて、廃棄物系は今までも随分地域の人々に実際にはやっていただいているということがあるわけですから、その辺のことを含めて、今のご意見を聞きながら、ただ単に柱が並んでいるというだけじゃないということは、しっかり今後の施策の中でも考えていただきたい。とりわけ、環境局全体が同じ歩調でやっていかなきゃいけ

ませんので、ごみは向こう、温暖化はこっちみたいなことはよくないのであって、一人の人が両方をちゃんとやるというのが当たり前のことだろうと思うのですね。その辺は十分、局全体としてバランスよく仕事が動くように考えていただきたい。そんなことも今の委員のご発言に便乗して申し上げておきたいと思います。

それでは、まだほかにもご意見があろうかと思いますが、審議会としては、この部会を経て、当審議会に出された新循環のまち・ふくおか基本計画（第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画）については、了承したということでもよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長 ありがとうございます。それでは、これについては了承をいただきました。

ただいまぎりぎり定足数を満たしておりますので、議決は有効であります。

それでは、次は、残りの議題になりますけれども、平成23年度の審議会の視察について報告をいただきます。これも議決ということになりますので、ここまでは残っていただきますようよろしく願いいたします。

それでは、審議会の視察について、資料5です。

（3）平成23年度環境審議会視察について

●事務局 それでは、資料5に基づきまして、ご説明させていただきます。

本年度の環境審議会の視察（案）についてでございます。事務局の方で2案用意させていただいております。

まず、1案につきましては、旧若宮町、現在の宮若市にございます産業廃棄物不法投棄の行政代執行の処理現場、それから、佐賀県の神埼町にございます食品トレーのリサイクル等を行っております、株式会社エフピコという企業の九州選別センターを見学する案でございます。

この第1案のテーマは、廃棄物の適正処理と資源化促進ということで視察案を作成させていただきました。この旧若宮町の不法投棄の件でございますが、新聞などでも随分出ておりましたが、産業廃棄物処理業の許可業者が廃油入りのドラム缶等を大量に埋設するという不適正処理を行った事案でございます。福岡県が平成21年度から行政代執行の手続を行っておりまして、その処理状況をご覧いただく予定です。

それから、もう一つの株式会社エフピコというところは、世界で初めて使用済みの食品トレーからリサイクル食品トレーをつくるという、循環型リサイクルを始めた企業でございまして、本社は広島にあるのですが、この企業のトレーリサイクルの全工程が一望できる見学コースですとか、レクチャールームが設けられている九州選別センターをご覧いただくというのが第1案でございます。

それから第2案ですが、大牟田にございますトータルケアシステムという、オムツのリサイクルをしている企業を視察します。この会社は、使用済みの紙おむつを水溶化処理して、再生パルプを取り出し、リサイクルに回すという取り組みを行っている会社でございまして、1日約20トンの紙おむつをリサイクルしています。そこをご覧いただいた後に、同じく、大牟田市にございます石炭産業科学

館というところで、炭鉱の最盛期から現在までの歴史について学んでいただきます。ということで、第2案のテーマは資源循環とエネルギーということで、大牟田の2施設に視察に行ってくださいという案でございます。詳しい工程については、資料のとおりでございますので、割愛させていただきます。以上です。

○会長 ということでございます。どちらでも皆さんの多数の希望のある方にしたいと思っております。ちなみに、①の方の若宮の不法投棄の話は、今の説明は余り正しくなくて、実は、1回代執行をやったのですね。そしたら、またその下から出てきたという、いってみれば、県の大チョンボの現場なんです。それだけに面白い。ダイオキシンが出てきたもので大騒動になりまして、ものすごい金をかけて原状回復をやっている。ものすごいものです。まだ、多分この時期ならぎりぎり最後に間に合いそうだという話であります。

それから、大牟田の方は、今説明がありましたように、紙おむつのリサイクルと、それから、石炭産業科学館というのは、本当にだれもいないのでがらがらですけれども、施設としては案外面白い施設ではあります。どちらでも構いません、ご希望の多い方に決めたいと思います。ただ、日にちだけは、まことに申しわけないんですが、議会の日程、私の日程、いろいろ考えて、どうもここしかないで、日にちをここで固定させてしまいました、ということでございますが、いかがでございますでしょうか。

それでは、前回は挙手でどちらがいいか決めたのですが、今日は出席の人数が少ないんですけれども、こんなものは幾ら議論してもきりがありませんので、①と②とどちらがよろしいかということで手を挙げていただきたいと思っております。

①の方がいいと思われる方は挙手をしていただけますか。

〔案①の賛成者挙手〕

○会長 意外と少ないですね。

それでは、大牟田の方がいいと思われる方、挙手をお願いします。

〔案②の賛成者挙手〕

○会長 これも意外と少ないですね。それでは、どちらも数が少ないので、今日ご欠席の方にもお尋ねをしながら、最終的にはこれは私に一任をいただくということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長 ありがとうございます。それでは、ご一任をいただきます。

では、議決すべきことは以上でございますが、この後、今後の策定予定の計画、それから、審議会としての今後のスケジュール、この2点について、まとめて事務局から説明をいたします。

(4) 今後策定又は改定予定の計画等について

(5) 今後の環境審議会スケジュールについて

●事務局 それでは、お手元の資料6と資料7をご覧くださいと思います。まず、資料6で今後、策定または改定予定の計画について簡単にご説明させていただきます。

まず、上からでございますが、新世代環境都市ビジョンというのですが、これは中・長期的な見通しのもとで福岡市の環境都市づくりを進めるために、環境局所管の計画等の今後の策定、改定の指針として定めようとするもので、今年度末を目途に策定を進めているところでございます。

次に、生物多様性ふくおか戦略につきましては、本市の魅力を支える生物多様性の恵みを将来にわたって継続的に享受するため、地域ぐるみの行動計画を策定するための戦略を定めるものでございまして、来年度当初の策定を目指しているところでございます。

それから、アイランドシティ環境配慮指針につきましては、平成 15 年度に策定しているものでございますが、平成 21 年度に港湾局でアイランドシティ事業計画を策定したこと等に伴いまして、平成 24 年度からの運用開始を目指して、平成 23 年度内の改定を目途として作業を進めていくものでございます。

次の地球温暖化対策実行計画につきましては、当初、今年度中の策定を目途に進めておりましたが、国において地球温暖化対策基本法案の審議が進まず、中・長期の動向が定まっていないこと、また、3・11 以降、総合的なエネルギー施策の見直しが行われている状況等を踏まえまして、国の動向を注視しながら作業を進めるということで、今のところ来年度中の策定を目指しているところでございます。

最後に、環境影響評価制度のあり方についてですが、このたび環境影響評価法が今年の 4 月 27 日に改正されまして、新たに計画段階配慮事項の検討などの手続が追加されましたことを踏まえて、本市の条例について改正の検討を進めるものでございまして、今後、この環境審議会に諮問をさせていただきまして、答申をいただく予定でございます。

なお、次の資料 7 をご覧いただきたいのですが、今、ご説明しました計画等について、次の環境審議会総会を、今年度 2 回目になります。12 月 1 日木曜日の 2 時から 4 時で今設定をさせていただいておまして、この中で、今ご説明いたしました新世代ビジョン、生物多様性ふくおか戦略、アイランドシティ環境配慮指針、それから、環境影響評価制度のあり方についてご審議いただく予定です。特に 4 つ目の環境盛況評価制度のあり方については、環境審議会に諮問をするということになりますので、この諮問を受けて、その後、下にございます環境管理部会、日時としては年明けの 1 月 31 日火曜日の午後を予定させていただいておりますが、この中でご審議をいただくという予定でスケジュールを組ませていただいております。以上で、今後のスケジュールについてのご説明を終わらせていただきます。

○会長 それでは、ただいま説明がありましたように、いろいろな計画の見直し等がございます。また、国の法律改正に伴って本市の条例改正をしなきゃいけないということがございます。特にこの条例改正については、関連して、北九州市、福岡県も条例改正ということが出てきますので、それらと歩調を揃えるということもありますから、余り勝手なことを勝手にやるということも好ましくないので、こんなスケジュールで全部が歩調を揃えるということになっておりますから、よろしくお願ひいたします。それで、スケジュール、審議会については、この総会はもう一回 12 月に、そして、部会を 1 月にということを考えております。

何かご質問がございますか。よろしゅうございますか。

それでは、これについては報告をご了承いただいたということにいたします。

それでは、本日審議することは以上でございますが、その他として、お手元にあります環境フェスティバルについてのご案内があるようでございますので、事務局からお願いいたします。

●事務局 それでは、今、お手元に小さなパンフレットをお配りしておりますが、「環境フェスティバルふくおか 2011」のご案内をさせていただきます。今年のテーマは、震災の影響もございまして、「つながろう！ひろげよう！エコの絆 eco リンク eco リング」というテーマで開催させていただきます。日程は、10月22日土曜日、23日日曜日、この2日間、福岡市役所西側広場、ふれあい広場で開催いたしますので、委員の皆様におかれましてもぜひご参加をいただきますように、よろしく願いいたします。

なお、マイバッグを持っていこうという「マイバッグキャンペーン」のテーマソングの募集を行いまして、その結果が出ております。その曲の発表と表彰もこのフェスティバルで行いたいと思っておりますので、ぜひ皆様ご参加いただきますようよろしく願いいたします。

それからもう一つ、本市の環境保全に貢献いただいた市民や市民団体、事業者、学校を表彰いたします環境行動賞、今年の表彰式につきましては、11月15日火曜日でございますが、午後1時半からアクロス福岡のイベントホールで表彰式を開催させていただきます。今年の表彰式につきましては、表彰式の後にトークセッションという形で、当審議会の会長、それから福岡市長、過去の受賞者、今回の受賞者などでトークショーを行う予定としておりますので、どうぞ委員の皆様におきましてもご参加いただきますように、よろしく願いいたします。事務局からの報告は以上でございます。

○会長 それでは、今ご案内がございましたとおり、よろしく願いいたします。環境行動賞は、今回はかなり報道でも流れていましたけれども、福岡市立の高等支援学校の人たちを対象にしたという、ちょっと画期的なことがございましたし、それから、小呂島の、人口200人なんですけれども、50年ずっと環境美化をやっておられたという話を聞いて、みんな大変びっくりしまして、これは最優秀賞だということで選んだというようなことがございます。どうぞ、お時間のある方はご参加いただければと思います。

3 閉会

○会長 それでは、最後に、局長からご挨拶があるようでございますので、よろしく願いいたします。

●環境局長 本日は、本当に長い時間にわたりましてご審議をいただきまして、ありがとうございます。特に、今回は新循環のまち・ふくおか基本計画につきまして、さまざまなご意見をいただきました。この計画で私どもの将来のごみ量が決定してまいりますけれども、新循環のまち・ふくおか基本計画がきちんと回っていくよう努力をしていくつもりでございます。また、そのほかにもさまざまなご意見をいただきまして、私ども環境行政に幅広く反映をさせていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。今後とも、部会、それから総会が続きますけれども、環境行政に多大なご支援、ご協力を賜りますようお願いをいたしまして、本日のお礼とさせていただきます。今日は本当にありがとうございました。

○会長 それでは、本日はこれで散会いたします。